模擬裁判シナリオ１【冒頭手続】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 場面 | 担当 | セリフ |
| 人定質問 | 裁判官 | それでは、被告人 に対する強盗致傷被告事件の審理を始めます。被告人は、証言台の前に立ってください。名前は何と言いますか。 |
| 被告人 | 桜田門太郎です。 |
| 起訴状朗読 | 裁判官 | 検察官、起訴状を朗読してください。 |
| 検察官 | 公訴事実。被告人は、通行人から現金等を奪い取ろうと考え、７月８日午後１１時１０分頃、ホウリス町３丁目付近の道路上において、歩いていたに対し、背後から、同人の背中を押して転倒させた上、馬乗りになってその背中を手で殴る暴行を加えて抵抗できない状態にさせ、現金６，７２０円入りの封筒が入った手提げバッグを奪い取り、前記暴行により同人に全治約２週間を要する背部打撲の傷害を負わせたものである。罪名及び罰条。強盗致傷。刑法第２４０条前段。 |
| 黙秘権の告知 | 裁判官 | 被告人には、黙秘権があります。答えたくない質問には答えなくても構いませんし、最初から最後までずっと黙っていることもできます。質問に答えても構いませんが、あなたが話したことは、あなたにとって有利な証拠にも、不利な証拠にもなります。 |
| 罪状認否 | 裁判官 | 以上を前提に、検察官が読み上げた起訴状の内容に何か言いたいことはありますか。 |
| 被告人 | 事実と違います。私は犯人ではありません。 |
| 裁判官 | 弁護人の意見はいかがですか。 |
| 弁護人 | 被告人が言ったとおりです。被告人は犯人ではなく、無罪です。 |

模擬裁判シナリオ２【証拠調べ手続】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 場面 | 担当 | セリフ |
| 冒頭陳述（検察官） | 裁判官 | これから証拠を調べる手続に入ります。検察官、冒頭陳述をお願いします。 |
| 検察官 | 検察官の冒頭陳述を行います。被害者の東さんは、事件当日午後１１時１０分頃、現金６,７２０円入りのＡ銀行の封筒が入った手提げバッグを持って歩いていると、道路上において、白色Ｔシャツに黒色ズボンを着用した男に、いきなり背後から背中を押され、転倒させられました。さらに、犯人から馬乗りになられ、「バッグをよこせ」と言われた上、背中を殴られ抵抗できない状態にされ、手提げバッグを奪われました。その後、犯人はその場から走って逃げていきました。東さんは、全治約２週間の背部打撲のけがを負いました。通報を受けて犯人を探していた警察官は、午後１１時２０分頃、犯行現場近くの公園で白色Ｔシャツに黒色ズボンを着用していた被告人を見つけました。警察官が被告人に声を掛けて持ち物を見せてほしいと言ったところ、被告人は、その場から立ち去ろうとし、その後も持ち物検査を拒否しました。警察官が何度か説得したところ、被告人は持ち物検査に応じました。その際、被告人は、現金２,０００円が入った財布とは別に、千円札６枚、１００円玉７枚、１０円玉２枚が入ったＡ銀行の封筒を持っていました。検察官の冒頭陳述は以上です。 |
| 冒頭陳述（弁護人） | 裁判官 | では、弁護人、冒頭陳述をお願いします。 |
| 弁護人 | 弁護人の冒頭陳述を行います。桜田さんは、事件の３日前に両親とケンカして家出をし、路上生活をしていました。事件当日午後１１時２０分頃、桜田さんは、ホウリス公園にいたところ、警察官から声を掛けられ、持ち物検査に応じるよう言われましたが、警察が嫌いだったので、従いたくないと思い、その場から立ち去ろうとし、その後も持ち物検査を拒否しました。しかし、桜田さんは、警察官に持ち物検査に応じるよう何度も説得されたため、持ち物検査に応じました。弁護人の冒頭陳述は以上です。 |
| 証拠の取調べ | 裁判官 | 本件の争点は被告人が犯人かどうかです。この争点や、どのような事件があったかについて、これから証拠を取り調べます。検察官は証拠の説明をしてください。 |
| 検察官 | **※以下証拠番号１～５の内容を説明する。**これから、検察官が請求した証拠について説明します。１番目の証拠は、診断書です。被害者の東　京人さんが、全治約２週間を要する背部打撲のけがを負ったことが書かれています。２番目の証拠は、被害者の東さんの供述調書、つまり、東さんの話が書かれた書類です。朗読します。「私は、７月８日午後１１時頃、千円札６枚、１００円玉７枚、１０円玉２枚が入ったＡ銀行の封筒を入れた手提げバッグを持ち、自宅を出ました。私は、自宅を出て１０分くらい歩いたところで、いきなり背後から、犯人に背中を押されてその場にうつ伏せに転倒させられました。犯人は、そのまま私の腰辺りに馬乗りになって、「バッグをよこせ」と脅してきた上、私の背中を拳骨で４、５回殴ってきました。私は、痛くて抵抗できなくなり、犯人は私の手提げバッグを取り、走ってその場から逃げていきました。私は、犯人が白色Ｔシャツに黒色ズボンを着用していたことは確認できましたし、声を聞いて、犯人が男性であることが分かりました。私は、背中を殴られたことで、背中に青いあざができるけがを負いました。」３番目の証拠は、７月８日午後１１時２０分頃、被告人を公園で発見したときの同人の容姿を撮影した写真の報告書です。当時、被告人が白色Ｔシャツに黒色ズボンを着用していたことが分かります。４番目の証拠は、捜査結果をまとめた報告書です。警察官は、１１０番通報を受けて犯人を探していると、午後１１時２０分頃、ホウリス公園で被告人を見つけたこと、警察官が被告人に声を掛け、持ち物を見せてほしいと言ったところ、その場から走って立ち去ろうとし、持ち物検査を拒否したこと、その後、被告人に対し、持ち物検査に応じるように何度も説得したところ、１０分くらい経ってようやく「分かった」と言って、持ち物検査に応じたこと、被告人は、現金２,０００円が入った財布とは別に、千円札６枚、１００円玉７枚、１０円玉２枚が入ったＡ銀行の封筒を持っていたこと、封筒や中に入っていた現金からは指紋が検出されなかったこと、Ａ銀行は、ホウリス町内では一番支店が多い銀行であることなどが書かれています。５番目の証拠は、事件現場付近の地図等をまとめた報告書です。 |
| 被告人質問 | 裁判官 | それでは、被告人に対して質問を行います。弁護人、質問をどうぞ。 |
|  | 弁護人 | あなたは、今回の事件の犯人ですか。 |
| 被告人 | 違います。 |
| 弁護人 | 事件当日午後１１時２０分頃、ホウリス公園にいたのはなぜですか。 |
| 被告人 | 事件の３日前、親とケンカをして家出をし、公園などで寝泊りしていたからです。 |
| 弁護人 | 公園で警察官から声を掛けられた際、立ち去ろうとしたり、持ち物検査を拒否したのはなぜですか。 |
| 被告人 | 警察が嫌いなので、従いたくなかったからです。 |
| 弁護人 | 最終的に持ち物検査に応じたのはなぜですか。 |
| 被告人 | 警察官から何度も説得され、断り続けるのも面倒くさくなり、やましいこともないので、持ち物検査に応じました。 |
| 弁護人 | 終わります。 |
| 裁判官 | では、検察官、質問をどうぞ。 |
| 検察官 | ホウリス公園にいた際、現金２,０００円が入った財布とは別に、Ａ銀行の封筒に入った現金６,７２０円を持っていたのはなぜですか。 |
| 被告人 | 言いたくありません。黙秘します。 |
| 検察官 | Ａ銀行の封筒に入った現金６,７２０円はどこで手に入れたものですか。 |
| 被告人 | 言いたくありません。黙秘します。 |
| 検察官 | 終わります。 |

模擬裁判シナリオ３【論告、弁論、最終陳述】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 場面 | 担当 | セリフ |
| 論告 | 裁判官 | これから、出てきた証拠をもとに、検察官と弁護人の意見を聞きます。検察官からどうぞ。 |
| 検察官 | 検察官の意見を述べます。被告人が今回の事件の犯人であることは、以下の事実から明らかです。第一に、被告人が持っていたＡ銀行の封筒に入った現金は、被害者が奪われたものだといえることです。その理由は、被告人が、事件発生からわずか約１０分後、事件現場から約５００メートルしか離れていないホウリス公園において、現金２,０００円が入った財布とは別に、被害者が奪われたものと同じＡ銀行の封筒の中にお金の種類・金額が一致した６,７２０円の現金を持っていたことです。第二に、事件発生の約１０分後に、事件現場から約５００メートルしか離れていない場所にいた被告人の服装が、犯人の服装と特徴が一致していることです。第三に、被告人は、事件当日、ホウリス公園で警察官から声を掛けられた際、走って立ち去ろうとしたり、持ち物検査を拒否するなど、犯人と考えてもおかしくない行動をしています。また、被告人は、Ａ銀行の封筒に入った現金を持っていた理由について、合理的な説明をしていません。これらのことから、被告人が犯人であるといえます。検察官の意見は以上です。 |
| 弁論 | 裁判官 | 続けて、弁護人、弁論をしてください。 |
| 弁護人 | 弁護人の意見を述べます。検察官の証拠は、桜田さんが犯人であるということを証明しておらず、桜田さんは無罪です。第一に、桜田さんが持っていたＡ銀行の封筒に入った現金は、被害者が奪われたものではないということです。桜田さんが持っていたＡ銀行の封筒や現金からは誰の指紋も検出されていません。また、Ａ銀行は、ホウリス町内で一番支店が多い銀行であり、しかも、現金は誰もが持っているもので、同じＡ銀行の封筒に被害金と金額や種類が一致した現金を持っていたとしても、それだけで犯人であるとはいえません。第二に、桜田さんの服装が、犯人の服装と特徴が一致していたのは偶然であるということです。桜田さんが事件当日に着用していた白色Ｔシャツに黒色ズボンという服装は、珍しいものではなく、たまたま一致していただけといえます。最後に、桜田さんの供述におかしな点はないということです。桜田さんは、警察官による持ち物検査を拒んだり、その場から立ち去ろうとしましたが、この理由については、警察が嫌いなので従いたくなかったと、桜田さんなりに正直に説明しています。このような行動をとること自体はおかしいとまではいえません。そして、桜田さんは犯人ではないからこそ、最終的に持ち物検査に応じたのです。なお、桜田さんは、Ａ銀行の封筒に入った現金を持っていた理由については説明していませんが、黙秘しているからといって、そのこと自体から桜田さんが犯人であるとはいえません。そのようなことをすれば黙秘権を保障した意味がなくなります。このように、桜田さんが犯人であるということを示す証拠はなく、桜田さんは無罪です。弁護人からの意見は以上です。 |
| 最終陳述 | 裁判官 | それでは、これで審理を終えますが、被告人は、最後に何か言っておきたいことはありますか。 |
| 被告人 | 私は、今回の事件の犯人ではありません。 |